

自然災害（台風等）時における生徒の登下校について

1. 生徒の登校する以前に、「暴風警報・特別警報（注）」（以下「警報」という。）が伊勢志摩地域（伊勢市、鳥羽市、志摩市、度会郡）及び明和町もしくは、居住地域に発令されている場合

- (1) 午前 6 時までに警報が解除された場合は、平常通り授業を行う。
- (2) 午前 6 時から午前 11 時までに解除された場合は、解除後 2 時間を経てから、当日の授業を始める。
- (3) 午前 11 時においてもなお警報が解除されない場合は、当日の授業を中止する。
上の(1)(2)の場合において、公共交通機関の故障、道路、橋の破壊、浸水等で登校が危険な場合は、登校を見合わせる。
- (4) 上の(2)(3)の場合、7 時 30 分までに Google Classroom の各 H R（共有ストリーム）に予定を記入するので確認すること。

2. 生徒の登校後に本県に警報等が発令された場合

- (1) 台風の中心位置、進行速度方向、発令時における気象状況等により判断して、全生徒を安全に帰宅させ得ると認めた場合には、当日の授業を中止して、速やかに下校させる。
- (2) 遠隔に居住する生徒の帰宅は困難と認めるか、既に戸外の通行は危険と認める場合には、該当生徒を戸外通行の危険がなくなるまで学校に残し、校内の最も安全な場所に集める。
- (3) 上の(1)(2)の場合、生徒は下校後、安否確認のため、Google Classroom の各 H R（共有ストリーム）に帰宅報告を行う。
①登下校時に交通まひで、駅等で立ち往生になった生徒は、保護者又は学校に連絡・報告をすること。

（注）特別警報

気象庁は、平成 25 年 8 月 30 日に「特別警報」の運用を開始しました。警報の発表基準をはるかに超える豪雨や大津波等が予測され、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合に、「特別警報」が発表されます。